

○宮崎大学大学院教育学研究科学生支援委員会規程

〔平成22年3月21日〕  
制 定

改正 平成22年9月24日

(設置)

第1条 宮崎大学大学院教育学研究科に学生支援委員会（以下「委員会」という。）を置く。

(審議事項)

第2条 委員会は、次に掲げる事項を審議する。

- (1) 就職・進学支援に関する活動の企画・立案に関すること。
- (2) 学生相談に関すること。
- (3) 学生生活実態調査に関すること。
- (4) 奨学金に関すること。
- (5) その他厚生補導に関すること。

(組織)

第3条 委員会は、次に掲げる委員をもって組織する。

- (1) 学校教育支援専攻教育臨床心理専修、日本語支援教育専修教員各2人
- (2) 教職実践開発専攻教員4人

(委員の任期)

第4条 委員の任期は2年とし、再任を妨げない。

- 2 前項の委員に欠員が生じた場合の後任者の任期は、前任者の残任期間とする。

(委員長)

第5条 委員会に委員長及び副委員長を置き、委員長及び副委員長は第3条の委員から選出する。

- 2 委員長は、委員会を招集し、その議長となる。
- 3 副委員長は、委員長に事故あるときは、その職務を代行する。

(会議)

第6条 委員会は、委員の過半数の出席がなければ開くことができない。

(委員以外の者の出席)

第7条 委員会が必要と認めたときは、委員以外の者に出席を求め、その意見を聴くことができる。

(事務)

第8条 委員会の事務は、教務・学生支援係において処理する。

(その他)

第9条 この規程に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この規程は、平成22年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成22年10月1日から施行する。